

原子力災害医療人材育成支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、原子力災害医療人材育成支援補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、原子力災害の発生時に、放射線測定や除染作業等の必要な処置を迅速に措置し、医療機関における適切な医療を提供するために、原子力災害医療に関する医療従事者の人材育成を支援することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、第2条に規定する目的をもって、知事が指定または登録した原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関である病院が実施する人材育成事業とし、その対象経費は下記によるものとする。

- (1) 補助対象病院に所属する職員が、原子力災害医療に関する研修へ参加する経費
- (2) 原子力災害時に医療派遣チームとして所属することが確実に見込まれるものがDMAT（養成・技能維持）研修へ参加する経費
- (3) 補助対象病院において、原子力災害医療に関する研修会を開催する経費
- (4) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要であると知事が認める経費

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の基準額は次の表のとおりとし、交付額は、基準額と前条に規定する対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定するものとする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、それぞれこれを切り捨てるものとする。

1. 補助の対象	2. 基準額
(1) 補助対象病院に所属する職員が、原子力災害医療に関する研修へ参加する経費	100千円
(2) 原子力災害時に医療派遣チームとして所属することが確実に見込まれるものがDMAT（養成・技能維持）研修へ参加する経費	知事が必要と認める額
(3) 補助対象病院において、原子力災害医療に関する研修会を開催する経費	400千円
(4) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要であると知事が認める経費	知事が必要と認める額

(補助金の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の変更（ただし、軽微な変更を除く。）を要する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合はまたは事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る証拠書類の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日（事業の中止または廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 当該事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (7) 第1号および第2号に規定する軽微な変更とは、補助金交付額の増加が伴う変更以外の場合とする。

（変更申請）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第2号による申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

また、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部または一部を県に納付させることがある。

（電子情報処理組織による申請等）

第9条 補助事業者は、第5条の規定に基づく申請書、第7条の規定に基づく変更申請および第8条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、第7条の規定による補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度補助金から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度補助金から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度補助金から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度補助金から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度補助金から適用する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年度補助金から適用する。

様式第 1 号

原子力災害医療人材育成支援補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者	住所	(法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
	氏名	(自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者	氏名	(法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
	担当者	(自治体にあっては担当者の氏名)
	連絡先	
	電話番号	

年度における標記補助金について、金 〇〇〇〇 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第 3 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議申し立てを行いません。

(関係書類)

1. 経費所要額調 (別紙 1)
2. 事業計画書 (別紙 2)
3. その他参考となるべき書類

様式第2号

原子力災害医療人材育成支援補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
氏名 (自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 (自治体にあっては担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年度における標記補助金については、 年 月 日付け
第 号により交付決定を受けましたが、下記により交付額を変更され
たく申請します。

1. 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
内訳 既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更する理由

(関係書類)

1. 経費変更所要額調 (別紙1)
2. 変更事業計画書 (別紙2)
3. その他参考となるべき書類

様式第3号

原子力災害医療人材育成支援補助金事業実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
氏名 (自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 (自治体にあっては担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度標記補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定によ
り、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 経費所要額精算書 (別紙1)
2. 事業実績報告書 (別紙2)
3. その他参考となるべき書類

様式第4号

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所 (法人にあっては名称および代表者の職名・氏名)
氏名 (自治体にあっては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあっては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 (自治体にあっては担当者の氏名)
連絡先
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
年度標記補助金に係る消費税仕入控除税額について、交付要綱第8条の規
定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通
知額

円

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

注 2の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付のこと

別紙 2

事業計画書

1 病院の名称および所在地

2 事業の内容

(1) 職員の研修参加

(2) DMAT（養成・技能維持）研修の参加

(3) 研修会の開催

(4) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な事業

事業の内容について

(1) 職員の研修参加：研修、講座等の名称・日時・場所および主催者名称、参加者の所属・氏名を記入

(2) 研修会の開催：研修、講座等の名称・日時・場所およびその内容、参加予定人数を記入

(3) その他事業：事業の内容がわかるように、詳細を記入

3 経費所要額明細

単位：円

区 分	金 額	積 算 内 訳	備 考
(1) 補助対象 病院に所属する 職員が、原子力 災害医療に関す る研修へ参加す る経費			
(2) 原子力災 害時に医療派遣 チームとして所 属することが確 実に見込まれる ものがDMAT（養 成・技能維持） 研修へ参加する 経費			
(3) 補助対象 病院において、 原子力災害医療 に関する研修会 を開催する経費			
(4) その他原 子力災害医療に 従事する人材育 成に必要なと知 事が認める 経費			
合 計			

区分欄には次の各号に該当する番号を記入

- (1) 職員が原子力災害医療に関する研修へ参加する経費
- (2) 病院において原子力災害医療に関する研修会を開催する経費
- (3) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な経費

別紙 2

変 更 事 業 計 画 書

1 病院の名称および所在地

2 事業の内容

(1) 職員の研修参加

(2) DMAT（養成・技能維持）研修の参加

(3) 研修会の開催

(4) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な事業

事業の内容について

- (1) 職員の研修参加：研修、講座等の名称・日時・場所および主催者名称、参加者の所属・氏名を記入
- (2) 研修会の開催：研修、講座等の名称・日時・場所およびその内容、参加予定人数を記入
- (3) その他事業：事業の内容がわかるように、詳細を記入

3 経費変更所要額明細

単位：円

区 分	金 額	積 算 内 訳	備 考
(1) 補助対象 病院に所属する 職員が、原子力 災害医療に関す る研修へ参加す る経費			
(2) 原子力災 害時に医療派遣 チームとして所 属することが確 実に見込まれる ものがDMAT（養 成・技能維持） 研修へ参加する 経費			
(3) 補助対象 病院において、 原子力災害医療 に関する研修会 を開催する経費			
(4) その他原 子力災害医療に 従事する人材育 成に必要な と知事が認める 経費			
合 計			

区分欄には次の各号に該当する番号を記入

- (1) 職員が原子力災害医療に関する研修へ参加する経費
- (2) 病院において原子力災害医療に関する研修会を開催する経費
- (3) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な経費

別紙 2

事業実績報告書

1 病院の名称および所在地

2 事業の内容

(1) 職員の研修参加

(2) DMAT（養成・技能維持）研修の参加

(3) 研修会の開催

(4) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な事業

事業の内容について

- (1) 職員の研修参加：研修、講座等の名称・日時・場所および主催者名称、参加者の所属・氏名を記入
- (2) 研修会の開催：研修、講座等の名称・日時・場所およびその内容、参加予定人数を記入
- (3) その他事業：事業の内容がわかるように、詳細を記入

3 経費精算額明細

単位：円

区 分	金 額	積 算 内 訳	備 考
(1) 補助対象 病院に所属する 職員が、原子力 災害医療に関す る研修へ参加す る経費			
(2) 原子力災 害時に医療派遣 チームとして所 属することが確 実に見込まれる ものがDMAT（養 成・技能維持） 研修へ参加する 経費			
(3) 補助対象 病院において、 原子力災害医療 に関する研修会 を開催する経費			
(4) その他原 子力災害医療に 従事する人材育 成に必要な経費 と知事が認める 経費			
合 計			

区分欄には次の各号に該当する番号を記入

- (1) 職員が原子力災害医療に関する研修へ参加する経費
- (2) 病院において原子力災害医療に関する研修会を開催する経費
- (3) その他原子力災害医療に従事する人材育成に必要な経費